東秩父村いじめ防止等のための 基本方針

令和4年5月 東秩父村教育委員会

目	次	

	H V		
は	じめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
1	いじめに対する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
	(1) いじめの定義		1
	(2) いじめの理解		1
	(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方 ・・・・・・・	•	2
	①いじめの未然防止		2
	②いじめの早期発見		2
	③いじめへの対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3
	④家庭や地域との連携		3
	⑤関係機関との連携		3
2	いじめの防止等のための対策		3
	(1) 東秩父村が実施する対策		3
	①東秩父村いじめ問題対策連絡協議会の設置		3
	②東秩父村が実施する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4
	(2) 東秩父村立小・中学校が実施する対策		4
	①学校いじめ防止基本方針の策定		4
	②学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 ・・・・・	•	5
	③学校におけるいじめの防止等に関する措置 ・・・・・・	•	6
3	重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	7
	(1) 重大事態の意味		7
	(2) 報告		7
	(3)調査の実施		7
	①調査の趣旨及び調査主体		7
	②調査を行うための組織 ・・・・・・・・・・・・・・・	•	8
	③事実関係を明確にするための調査の実施		8
	(4) 調査結果の提供及び報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	9
	①いじめを受けた児童生徒及び		9
	その保護者に対する情報を適切に提供する責任		
	②調査結果の報告		9
	(5)調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置・・・・	1	0
	①再調査	1	0
	②再調査を行う機関の設置	1	0
	③再調査の結果を踏まえた措置等	1	0
4	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	1	0
	(1) 基本方針の見直しの検討	1	0
	(2) 基本方針策定状況の確認と公表	1	0

東秩父村いじめ防止等のための基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではありません。

東秩父村立小・中学校(以下、「村立小・中学校」という。)では、県教委等が作成した「いじめ防止プログラム」を活用して「いじめゼロ」を目指し、日々の教育活動に取り組んでいるところです。

この「東秩父村いじめ防止等のための基本方針」(以下「東秩父村基本方針」という。)は、これまでの取組をさらに実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、村、村教育委員会、村立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、国・県の基本的な方針を参酌し、村及び村教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式 的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要です。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような恐れがあるもので、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

(2) いじめの理解

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、大人も児童生徒も、一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれ

の役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にでも起こりうるものです。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わり被害も加害も経験しています。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの未然防止

いじめの、より根本的な問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの 未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通 う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるた めに、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に 対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感 や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児 童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解 を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような 体制整備が必要です。

④ 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

⑤ 関係機関との連携

警察、児童相談所や医療機関等の関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

そのために、学校警察連絡協議会等、すでに設置されている協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要です。学校だけで課題を抱え込むことがないようにしながら、関係機関との効果的な連携を行い、課題の解決に向かわなければなりません。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 東秩父村が実施する対策

① 東秩父村いじめ問題対策連絡協議会の設置

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。(法第14条第1項)

東秩父村は、法第14条に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、東秩父村いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置し、その構成員は、村立小・中学校、村教育委員会、村関係部署、児童相談所、法務局、警察署その他の関係者が参加するものとします。

会議内容は以下のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 村内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
- エ その他必要と決めた事項に関すること

②東秩父村が実施する施策

ア 村立小・中学校の支援

- ・スクールカウンセラーの小・中学校配置、さわやか相談員の中学校への配置を行う。
- ・いじめの防止等に係る研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・必要により、村教育委員会職員が生徒指導等に係る学校訪問を実施し、いじめ防止等 に係る学校の取組を継続的に指導・助言する。
- ・学校、村教育委員会における電話・面接による教育相談体制を整備する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して適切な対処ができるよう、関係機関 と連携した体制を整える。
- ・教育相談窓口の周知・啓発を図るための広報活動を行う。
- ・小川町教育相談室の適応指導教室との連携を図る。

イ 学校・家庭・地域及び関係機関・関係団体との連携充実

- ・比企地区学校警察連絡協議会において、広く学校と警察の連携を図る。
- ・村立小・中学校の全保護者対象の「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめ 問題に係る保護者の意識高揚を図る。
- ・家庭や地域に対し、いじめ防止等の啓発を図る。
- ・学校応援団や地域の方々などによる学校とのいじめ情報に関する連携を図る。
- ・障害のある児童生徒に対するいじめ等の未然防止のために、村教育委員会、住民福祉 課、社会福祉協議会等が、積極的に連携を図る。
- ・問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決のため、村教育委員会、住民福祉課、 児童相談所等の連携を図る。
- ・主任児童委員、民生委員児童委員等による家庭への支援を進める。

ウ いじめを許さない機運の醸成

- ・「人権標語」「いじめ防止標語」及び「いじめ根絶宣言」を周知し、啓発する。
- ・毎年11月を「東秩父村いじめ根絶強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携していじめ防止等の取組を推進する。

(2) 東秩父村立小・中学校が実施する対策

① 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

村立小・中学校は、法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針又は埼玉県及び東秩父村の「基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

定める際の留意点は、以下のとおりである。

- ア 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図るとともに、児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立 てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- ウ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生 徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- エ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する。
- オ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- カ 11月が東秩父村におけるいじめ根絶強調月間であることから、児童生徒を主体と した取組を11月に実施する。
- キ 重大事態への対処については、東秩父村いじめ防止等のための基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- ク 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何を、どのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生 徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

村立小・中学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の 中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を 行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な 共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

なお、「生徒指導部会」等の既存の組織を活用して、「学校におけるいじめの防止 等の対策のための組織」としてもよい。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象 に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規 律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり を行う。

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校 風土をつくる。

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って 行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認 識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確 にかかわりを持ち、軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要です。

学校は 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児 童生徒を見守ることが必要です。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」 という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法 により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさ れている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査 に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等 その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定 による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとす る。(法第28条)

第1項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生 徒の状況に着目して判断します。例えば、

- ○児童生徒が自殺を企図した場合
 - ○身体に重大な傷害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

第1項第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安と します。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に かかわらず、村教育委員会又は村立小・中学校の判断により、迅速に調査に着手します。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その 時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとして も、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2)報告

村立小・中学校は、重大事態が発生した場合、速やかに村教育委員会に報告する。 報告を受けた村教育委員会は、村長及び県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(3)調査の実施

① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に 資するために行うものである。

村立小・中学校は、重大事態が発生した場合、直ちに村教育委員会に報告し、学校が主 体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保 護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生

の防止に必ずしも十分な結果を得られないと村教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、村教育委員会において調査をする。

② 調査を行うための組織

村教育委員会又は村立小・中学校は、その事案が重大であると判断したときは、当該 重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。

村教育委員会が調査主体となる場合は、法第14条第3項の「教育委員会に設置 される附属機関」である調査審議会を、調査を行うための組織とする。

村立小・中学校が調査主体となる場合は、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織とする。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態となったいじめ行為が、

- ・いつ (いつ頃から) ・誰から行われ ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・村立小・中学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられている児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に考えて 行い、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、村教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する 観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった 児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目 指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

- ○遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、村教育委員会又は村立小・中学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、遺族に対し調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない思慮や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的に、特定の資料や情報のみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一致した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといって不確かな情報や、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖(後追い)の恐れがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

エ その他留意事項

村教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

関係のあった児童生徒が深く傷つき、児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4)調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

法第28条第2項に基づき、村教育委員会又は村立小・中学校は、いじめを受けた 児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について適時・ 適切に説明する。情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮す るなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を 楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は村教育委員会の報告し、村教育委員会は、村長及び県教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長及び県教育委員会に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

① 再調査

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処 又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機 関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について 調査を行うことができる。(法第30条第2項)

上記(4)②の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該 重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条 第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことが できる。

再調査についても、村教育委員会又は村立小・中学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、「東秩父村いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)」を設置する。調査委員会は村長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等専門的な知識及び経験を有する者であって、当該調査の公平性・中立性を図るように努めるものとする。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

村長及び村教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、村教育委員会においては、職員等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。村長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

再調査を行ったとき、村長はその結果を村議会に報告しなければならない。

4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の見直しの検討

村教育委員会は、法の施行状況等を勘案して、東秩父村基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) 基本方針策定状況の確認と公表

村教育委員会は、村教育委員会及び村立小・中学校における基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。